

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 第一生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号: 8750 東証第一部)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度の導入について

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する制度を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、これに伴い、取締役の報酬等の改定議案を平成 23 年 6 月 27 日開催予定の当社第 1 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたのであわせてお知らせいたします。

記

1. 制度導入の目的

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対するこれまでの報酬制度の見直しを行い、株主価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員について、株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたしました。

2. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入

当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して、報酬等の一部として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストックオプションを割り当てることといたします。当該新株予約権については、新株予約権の割当てを受ける各人に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法で支給いたします。

なお、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプション制度については、本定時株主総会において取締役の報酬等の改定議案を付議いたします。

なお、当社取締役(社外取締役を除く)に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容は別紙のとおりといたします。

以上

【別紙】取締役(社外取締役を除く)に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容(概要)

1. 新株予約権の総数

1,600 個(新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は当社普通株式 1 株。ただし、下記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,600 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1 株とする。

ただし、当社が新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。

なお、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式 1 株当たりの財産の価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で当社取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。